



平成 29 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 上村工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 上村 寛 也
(コード番号 4966 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 片山 恵 嗣
T E L (06) 6202-8518

移転価格課税訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、大阪国税局による移転価格税制を適用してなされた更正処分を不服として、東京地方裁判所に対して更正処分の取消訴訟を提起し争ってきましたが、平成 29 年 11 月 24 日に東京地方裁判所より、当社の請求を棄却する旨の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の経緯
平成 25 年 5 月 14 日 当社による訴えの提起
(課税対象期間 平成 12 年 3 月期～平成 16 年 3 月期)
平成 29 年 11 月 24 日 東京地方裁判所による請求棄却の言い渡し
2. 判決の内容
原告の請求をいずれも棄却する
訴訟費用は原告の負担とする
3. 業績への影響
本件については既に会計処理しており、今期の業績に与える影響はありません。
4. 今後の見通し
当社は本判決を受け、早急に判決内容を精査し、今後の対応を決定する方針であります。
開示すべき事項が発生した場合、改めてご報告させていただきます。

以上

(ご参考：平成 25 年 5 月 14 日発表プレスリリース

「移転価格税制適用に基づく更正処分に対する取消請求訴訟の提起について」)